

８－３ 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		令和５年３月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①＋②
	製造場 (課税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	68	336	7,447	3,036	401	13,604	13,121	1,662	13,521
合 成 清 酒	－	－	5	10	0	393	396	35	396
連 続 式 蒸 留 焼 酎	－	－	36	80	59	8,234	6,060	709	6,120
単 式 蒸 留 焼 酎	0	0	44	18	10	9,070	7,525	1,252	7,536
み り ん	X	X	X	X	X	1,917	X	126	2,068
ビ ー ル	3	28	257	174	78	108,843	50,592	3,447	50,670
果 実 酒	－	－	80	39	44	7,535	5,191	2,171	5,234
甘 味 果 実 酒	X	X	X	X	X	162	X	33	135
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	6,978	X	546	3,836
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	X	149	X	24	84
発 泡 酒	－	0	11	52	44	34,788	16,975	1,088	17,020
原料用アルコール・スピリッツ	X	X	X	X	X	43,853	X	1,831	24,156
リ キ ュ ー ル	－	2	2,793	76	23	105,884	57,952	4,493	57,974
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	14,186	X	494	8,184
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	71	366	10,872	3,566	697	355,604	196,238	17,906	196,936

調査期間等： 令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kL	kL	kL	kL	kL	kL
平 成 30 年 度	17,036	560	14,597	57,367	105,760	195,328
令 和 元 年 度	15,655	502	14,265	55,737	111,230	197,387
令 和 2 年 度	13,978	410	14,408	43,260	122,534	194,588
令 和 3 年 度	13,969	356	13,752	45,828	118,457	192,361
令 和 4 年 度	13,521	396	13,656	50,670	118,691	196,936

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発 泡 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	そ の 他	合 計	税務署名
富 山	1,811	52	873	908	272	7,283	817	19	596	12	1,994	3,384	6,992	1,639	26,652	富 山
高 岡	1,473	30	1,156	1,138	210	7,431	793	13	514	12	3,881	6,225	10,805	1,266	34,947	高 岡
魚 津	880	25	573	427	91	3,974	279	7	290	5	1,269	1,558	3,621	974	13,974	魚 津
砺 波	624	7	232	342	57	1,870	161	4	151	3	564	824	2,117	342	7,300	砺 波
富 山 県 計	4,788	114	2,834	2,815	630	20,558	2,050	43	1,551	32	7,708	11,991	23,535	4,221	82,873	富 山 県 計
金 沢	2,584	61	947	1,322	483	10,102	1,188	35	815	19	2,449	3,813	10,002	1,219	35,040	金 沢
七 尾	648	18	245	335	75	1,794	127	3	123	3	587	730	1,968	286	6,941	七 尾
小 松	962	73	444	584	167	3,416	377	12	288	6	1,015	1,636	4,444	494	13,919	小 松
輪 島	485	7	168	204	28	937	90	1	54	2	298	322	922	208	3,727	輪 島
松 任	893	9	353	407	98	2,721	393	9	255	4	957	1,235	3,637	450	11,422	松 任
石 川 県 計	5,572	168	2,157	2,852	851	18,970	2,175	60	1,535	34	5,306	7,736	20,973	2,657	71,049	石 川 県 計
福 井	1,238	58	405	714	294	4,704	501	14	339	8	1,409	1,667	5,227	460	17,038	福 井
敦 賀	396	11	159	259	58	1,303	103	5	86	3	517	584	1,716	171	5,369	敦 賀
武 生	658	17	247	394	107	2,308	196	6	151	3	891	940	2,899	293	9,110	武 生
小 浜	173	5	69	138	27	741	49	1	43	1	281	295	909	86	2,816	小 浜
大 野	305	6	84	123	30	788	51	2	40	1	322	303	916	106	3,077	大 野
三 国	391	17	165	241	71	1,298	109	4	91	2	586	640	1,799	190	5,604	三 国
福 井 県 計	3,161	114	1,129	1,869	587	11,142	1,009	32	750	18	4,006	4,429	13,466	1,306	43,014	福 井 県 計
総 計	13,521	396	6,120	7,536	2,068	50,670	5,234	135	3,836	84	17,020	24,156	57,974	8,184	196,936	総 計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8－4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒 類 の 種 類		前年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 取 消場数	免 許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のための 免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
						6 kL未満	6 kL以上	10kL以上	60kL以上	100kL以上	200kL以上	500kL以上	1,000kL以上	2,000kL以上	5,000kL以上	10,000kL以上	休 造	合 計 (A)					
清 酒		100	-	-	-	19	8	28	9	8	6	4	1	-	-	-	17	100	6	99	内	6	101
合 成 清 酒		3	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	内	-	3
連 続 式 蒸 留 焼 酎		3	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3	-	1	内	-	3
単 式 蒸 留 焼 酎		14	-	-	-	7	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	5	14	2	3	内	2	15
み り ん		4	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	内	-	4
ビ ー ル		20	2	-	1	4	1	8	1	-	1	-	-	-	-	-	6	21	5	12	内	5	20
果 実 酒		14	2	-	-	4	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	6	16	4	10	内	4	16
甘 味 果 実 酒		3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	1	-	内	1	3
ウ イ ス キ ー		2	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	内	1	3
ブ ラ ン デ ー		3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	内	-	2
原 料 用 アル コ ー ル		3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	内	-	3
発 泡 酒		15	4	1	1	10	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	4	17	-	6	内	-	18
そ の 他 の 醸 造 酒		19	-	1	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	18	2	11	内	2	19
ス ビ リ ッ ツ		12	2	1	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	13	1	1	内	1	14
リ キ ュ ー ル		45	2	-	2	16	4	6	1	-	1	-	-	1	-	-	16	45	2	8	内	2	45
粉 末 酒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-
雑 酒		4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	-	内	1	4
合 計		264	13	5	4	86	16	51	13	9	8	4	1	1	-	-	79	268	25	151	内	25	273
各酒類を 通じたもの	令 和 2 年 度					34	11	50	9	4	11	3	1	-	-	-	20	143	8		内	7	137
	令 和 3 年 度					36	18	44	6	8	9	3	2	-	-	-	19	145	9		内	7	139
	令 和 4 年 度					39	9	49	12	9	8	4	1	1	-	-	19	151	9		内	7	145

調査対象等：令和5年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、令和4年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非常業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	う ち 実蔵置場数
	自 己 の 製造した 酒 類 の び ん 詰	共同の び ん 詰 場			設 置 可 を受け たもの	設 置 可 を受けな いもの		
清 酒	場 -	場 -	場 -	場 8	場 20	場 -	場 28	場 26
合 成 清 酒	-	-	-	7	-	-	7	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	-	-	-	8	-	-	8	-
単 式 蒸 留 焼 酎	-	-	-	8	9	-	17	1
み り ん	-	-	-	8	3	-	11	-
ビ ー ル	-	-	-	9	1	-	10	2
果 実 酒	-	-	-	8	-	-	8	-
甘 味 果 実 酒	-	-	-	7	-	-	7	-
ウ イ ス キ ー	-	-	-	8	1	-	9	1
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	7	-	-	7	-
原 料 コ ー 用 ア ル コ ー ル	-	-	-	6	-	-	6	-
発 泡 酒	-	-	-	7	1	-	8	-
そ の 他 の 醸 造 酒	-	-	-	7	3	-	10	-
ス ピ リ ッ ツ	-	-	-	7	2	-	9	-
リ キ ュ ー ル	-	-	-	7	15	-	22	2
粉 末 酒	-	-	-	6	-	-	6	-
雑 酒	-	-	-	7	-	-	7	-
合 計	-	-	-	125	55	-	180	32
う ち 実 蔵 置 場 数	-	-	-	9	23	-	32	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：令和5年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。
2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製 造 場 数	基 数
場	基
1	1

酒母及びもろみの製造場数

区 分	製造場数	
	場	うち休場数
酒 母	6	-
も ろ み	11	5

(3) 販売業免許場数

区 分			本 年 度 末 販 売 場 数 (A)			(A) のうち 1 年以上引続き 休 止 して いる 販 売 場 数	本 年 度 末 販 売 業 者 数
			卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販 売 方 法 に 条件が付されて いないもの	計		
販卸 売 方 に 法 限 に る 条 件 の が 条 件 さ が れ 付 て い な い も の 及 も び の	全	酒 類	場 23	場 144	場 167	場 6	者 48
	ビ	ー ル	2	6	8	-	2
	洋	酒	2	22	24	-	5
	輸 出 入	酒 類	18	23	41	1	23
	店 頭 販 売	酒 類	2	4	6	-	3
	協 同 組 合 員 間	酒 類	-	-	-	-	-
	自 己 商 標	酒 類	3	35	38	-	6
	自製酒類	清 酒 ・ み り ん	2	4	6	-	2
		合 成 清 酒 ・ 焼 酎	-	-	-	-	-
		ビ ー ル	1	1	2	-	-
		洋 酒	-	-	-	-	-
		計	3	5	8	-	2
	そ の 他 の 酒 類		-	2	2	-	2
	合 計		53	241	294	7	91
	合 計 の ち	小売業者の共同購入機関	4	4	8	-	8
卸売業者の共同購入機関		-	-	-	-	-	
製造者の共同販売機関		2	-	2	-	2	
販 の 条 件 が 法 に 付 さ れ て い る も の 旨 の	全 酒 類	一 般 の も の			4,594	38	2,463
		特 殊 の も の			2	-	-
		計			4,596	38	2,463
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			83	5	59
		特 殊 の も の			11	9	11
		通 信 販 売 だ け の も の			67	-	62
		計			161	14	132
	合 計				4,757	52	2,595
媒 介 業				17	-	3	
代 理 業				-	-	-	

調査時点：令和5年3月31日

- 用語の説明：
- 1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税 務 署 名	製 造																												免 許												場 数												販 売 業 免 許 場 数								税 務 署 名
	清 酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		み り ん		ビ ー ル		果 実 酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒		雑酒		合 計		酒 類 卸 売 業		酒 類 小 売 業																						
	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	販売場数	販売業者数	販売場数	販売業者数																							
富 山	7	7	-	-	-	-	2	-	-	-	3	1	2	1	1	-	1	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	3	1	-	-	-	-	22	12	33	10	560	270	富 山																					
高 岡	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	9	7	23	12	496	274	高 岡																						
魚 津	6	6	1	-	1	1	1	-	1	-	3	1	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	2	-	3	-	-	-	-	23	9	19	5	326	177	魚 津																						
砺 波	7	7	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	2	1	1	-	1	-	1	-	1	-	3	3	1	1	2	-	3	1	-	-	-	26	13	12	3	234	150	砺 波																					
富 山 県 計	23	23	2	-	2	1	4	-	1	-	9	4	7	4	2	-	2	-	1	-	2	-	9	5	3	2	4	-	9	2	-	-	-	80	41	87	30	1,616	871	富 山 県 計																					
金 沢	5	5	-	-	-	-	1	-	1	-	4	3	2	2	-	-	1	-	-	-	-	3	1	2	-	2	1	2	-	-	-	-	23	12	69	14	772	412	金 沢																						
七 尾	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	7	6	1	-	1	-	-	-	1	-	18	13	27	4	240	154	七 尾																					
小 松	10	10	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	15	11	27	8	362	195	小 松																						
輪 島	11	11	1	-	1	-	1	1	-	-	1	1	2	2	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	6	1	-	-	-	27	16	16	9	204	149	輪 島																						
松 任	8	8	-	-	-	-	3	1	1	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	1	-	6	1	-	-	-	27	13	19	8	266	112	松 任																					
石 川 県 計	41	41	1	-	1	-	7	2	2	-	8	6	6	4	-	-	1	-	1	-	1	-	6	1	13	8	5	1	16	2	-	-	1	-	110	65	158	43	1,844	1,022	石 川 県 計																				
福 井	14	13	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	8	3	-	-	-	27	16	25	8	456	245	福 井																						
敦 賀	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	2	1	-	-	-	8	6	6	-	149	79	敦 賀																						
武 生	10	10	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	4	-	-	-	1	-	21	12	8	3	306	151	武 生																					
小 浜	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4	2	85	40	小 浜																							
大 野	5	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	12	6	4	2	95	60	大 野																							
三 国	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	9	4	2	3	206	127	三 国																						
福 井 県 計	36	35	-	-	-	-	3	1	1	-	4	2	3	2	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	4	-	20	4	-	-	2	-	78	45	49	18	1,297	702	福 井 県 計																					
総 計	100	99	3	-	3	1	14	3	4	-	21	12	16	10	3	-	3	-	2	-	3	-	17	6	18	11	13	1	45	8	-	-	3	-	268	151	294	91	4,757	2,595	総 計																				

(注) 「(1) 製造免許場数」及び「(3) 販売業免許場数」の(注)に同じ。